

○浜田市地酒で乾杯条例

平成29年10月3日

条例第27号

(目的)

**第1条** この条例は、人が集い、酒食を共にする場において、地酒等で乾杯し、併せて地物食材を使用した料理を食することにより、郷土に対する愛着心の醸成を図るとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(市の役割)

**第2条** 市は、地酒等による乾杯及び地物食材の使用の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第3条** 地酒等又は地物食材を生産し、製造し、又は提供する者（以下「事業者」という。）は、地酒等による乾杯の促進及び地物食材の提供の推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

**第4条** 市民は、前2条の規定による取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等への配慮)

**第5条** 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取組及び協力に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。